

令和6年第12回棚倉町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和6年12月18日(水) 午後3時00分～午後4時00分

2. 開催場所 棚倉町役場 正庁

3. 出席委員 (農業委員14名・推進委員2名)

会長 15番 沼野 謙一

職務代理者 1番 緑川利喜男

農業委員

2番 草野 勇助                      4番 渡邊 秀行                      5番 金澤 俊夫

6番 秋山 勝康                      7番 高萩 幸一                      8番 齋藤 登

9番 垂石みわ子                      10番 藤田 監次                      11番 鈴木 敏夫

12番 根本 秀男                      13番 星 實                      14番 須藤 芳浩

推進委員

根本 勝彦      陣野 康浩

4. 欠席委員

3番 稲川 清一

5. 議事日程

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定に基づく意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

協議第1号 次回総会及び現地調査の日程について

会 議	長 長	あいさつ はじめに、本日の農業委員会でございますが、棚倉町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、3番 稲川 清一 委員より欠席する旨の届出がありましたので、報告します。 ただ今の出席委員は、農業委員14名であります。 定足数に達しておりますので、これより令和6年第12回棚倉町農業委員会総会を開会します。 次に、議事録署名委員の指名を行います。棚倉町農業委員会会議規則第42条の規定に基づき、5番 金澤 俊夫 委員、6番 秋山 勝康 委員を指名します。 次に、会期の決定でございますが、今総会の会期につきましては、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議 長	長	異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日と決定されました。 それでは、早速議事に入ります。
議 長	長	議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議案第1号について、朗読を持って説明。
議 長	長	ただ今の事務局説明のとおりであります。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
全 委 員		「なし」
議 長	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全 委 員		「なし」
議 長	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全 委 員		「異議なし」
議 長	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、原案のとおり承認することに決定されました。
議 長	長	議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。議題内容が複数にまたがるため、それぞれに審議します。 まず、議題の内容と番号1について事務局より説明願います。
事 務 局		議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議 長	長	次に調査員の報告でございますが、根本勝彦推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。

根本推進委員		<p>1 番の調査結果についてご報告いたします。</p> <p>1 2 月 1 1 日午前9時から、事務局の石井主査、深谷主任主査、緑川委員、申請人の譲受人である●●●●さん、更に申請人兩名の代理人である●●●●●●●●●●さん立会いのもと現地調査を行ってまいりました。</p> <p>申請内容は、只今、事務局が説明したとおり、農地法第3条の規定による所有権移転であります。</p> <p>まず、現地の状況につきましては、野菜が作付けされている状況でありました。</p> <p>今回の申請地は、譲受人の住宅敷地の南側及び北側の2か所に点在する農地であります。譲受人は平成29年に当該住所地に移住した際に当該農地の取得も検討しましたが、新規就農に伴う下限面積の条件により農地の取得ができませんでした。しかし、これが撤廃されたことにより今回の申請となったものであります。</p> <p>なお、作物の栽培については自家消費野菜を主に作付けし、小型農機具の購入も考えており、町内に親戚もいて農作業等の協力も得られるとのことから、特に問題はないものと判断しましたので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます、報告とさせていただきます。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
全	委 員	「なし」
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。討論ありませんか。</p>
全	委 員	「なし」
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これより表決を行います。表決は簡易表決とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
全	委 員	「異議なし」
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は、許可することに決定されました。</p>
議	長	つぎに、番号2について事務局より説明願います。
事	務 局	番号2について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、根本推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根本推進委員		<p>2 番の調査結果についてご報告いたします。</p> <p>1 2 月 1 1 日午前9時25分から事務局の石井主査、深谷主任主査、緑川委員、申請人の譲受人である●●●●さん立会いのもと現地調査を行ってまいりました。</p> <p>申請内容は、只今、事務局が説明したとおり、農地法第3条の規定による所有権移転であります。</p> <p>まず、現地の状況につきましては、農地の管理ができていた状況でありました。</p> <p>今回の申請については、譲受人の住宅地のすぐ北西に位置した場所にあり、譲渡人は、県外に居住していることから農地の管理が困難なことなどを踏まえ、整理した</p>

		<p>いと考えていたところでありました。</p> <p>譲受人は経営規模の拡大を検討していたことから話がまとまり今回の申請となったものであります。</p> <p>なお、譲受人は18,400㎡程の経営面積があり、農機具等の所有や農作業の従事要件さらに農作業の効率化など、特に問題はないものと判断しましたので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願ひ申し上げ、報告とさせていただきます。</p>
議	長	<p>ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。</p> <p>これより、質疑を行います。質疑ありませんか。</p>
全	委	「なし」
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより討論を行います。討論ありませんか。</p>
全	委	「なし」
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これより表決を行います。表決は簡易表決とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。</p>
全	委	「異議なし」
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は、許可することに決定されました。</p>
議	長	<p>つぎの案件でございますが、議案第2号番号3から6及び議案第3号は、作付けしている農地の上で太陽光発電を行う、いわゆる、営農型太陽光発電施設を設置するための案件であります。</p> <p>関連がありますので、案件ごとに説明、質疑、討論までを一括で行い、表決については議案、番号ごとに行うことに異議ございませんか。</p>
全	委	「異議なし」
議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第2号の番号3、4及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定に基づく意見決定について」の番号1を議題とします。</p> <p>議案第2号番号3、4の内容を事務局より説明願います。</p>
事	務	議案第2号番号3、4の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に、議案第3号番号1の内容を事務局より説明願います。
事	務	議案第3号議題の内容と番号1について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。根本推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根本推進委員		<p>調査結果について、ご報告いたします。</p> <p>12月11日、午前9時50分より、申請地において、申請人兩名から委任を受けた●●●●●●●●さん立会いのもと、緑川委員、事務局 深谷さん、石井さんと調査を行ってまいりました。</p> <p>申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。</p>



議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
議	長	つづいて、議案第2号の番号5、6及び議案第3号の番号2を議題とします。 議案第2号番号5、6の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議案第2号番号5、6の内容について、朗読を持って説明。
議	長	次に、議案第3号番号2の内容を事務局より説明願います。
事 務 局		議案第3号番号2について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります、根本推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
根本推進委員		<p>調査結果について、ご報告いたします。</p> <p>12月11日、午前9時50分より、申請地において、申請人両名から委任を受けた●●●●●●●●さん立会いのもと、緑川委員、事務局 深谷さん、石井さんと調査を行ってまいりました。</p> <p>申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。</p> <p>申請地は、10年以上作付けを行っておらず、篠などの草木が生い茂る状況にありましたが、道路から近く、機械等の進入が容易なうえ、日当たりが良い条件にあります。</p> <p>そのため、許可後に太陽光パネルを設置し、営農者が耕起等をしたうえで、永年性牧草を作付けし、自社で飼育する家畜のエサとする予定です。</p> <p>太陽光パネルの支柱の高さと間隔をみると、農業機械等を効率的に利用し、営農するための空間が確保されております。</p> <p>また、申請地は、太陽光パネルの設置のため取水はありません。</p> <p>雨水は、自然浸透とし、汚水・排水等は発生しませんので、周辺農地への影響はなく、パネル設置箇所を西側にある農地から6.6mと十分な距離を確保しているため、日照・通風等の影響もありません。</p> <p>なお、太陽光発電事業者と営農者は、代表者が同じであり、発電と営農を一体で行っているため、農地が耕作されないといった可能性も低いと思われまます。</p> <p>太陽光発電事業者の本社は栃木県にありますが、県内でも矢吹町や西郷村、三春町などで営農型太陽光発電の実績があり、郡山支店が中心となり管理していくとのこと。</p> <p>営農者は認定農業者であるため、農業機械の保有状況、肥培管理などの面においても、特に問題ないと認められます。</p> <p>調査の結果、特に問題はなく、許可相当とみてまいりましたので、委員の皆様のご審議、よろしく願います。</p>
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員の報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
渡 邊 委 員		<p>4番渡邊です。</p> <p>営農者の収穫した牧草の出荷等について、自社で給餌するのでしょうか、または、どこかの牧場へ販売するのでしょうか。</p> <p>もう1点。申請土地の面積について、3条の貸借の面積が土地の一部とされている</p>



議	長	議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。 議題の内容を事務局より説明願います。
事	務	議案第4号について、朗読を持って説明。
議	長	次に調査員の報告であります。陣野康浩推進委員に調査をお願いしておりますので、調査結果の報告を求めます。
陣野推進委員		12月11日、午前10時35分から申請地において譲受人の●●●さん立会いのもと、緑川委員と事務局 深谷さん、石井さんと調査を行ってまいりました。 申請内容につきましては、事務局が説明したとおりであります。 まず、取水用水に関しては、申請地に隣接する実家敷地内の既設水道管に接続して取水します。 排水に関しては、雨水は自然浸透とし、余水は敷地勾配により西側の道路側溝に排水します。汚水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に流します。 造成等に関しては、敷地全体に転圧をかけ地盤を固め碎石を敷くため土砂の流出はありません。 また、隣接農地の日照・通風には支障がありません。 以上、現地において確認してまいりましたが、特に問題はないと見てまいりました。 委員の皆様のご審議のほどよろしく願います。
議	長	ただいまの事務局説明、並びに調査員報告のとおりであります。 これより、質疑を行います。質疑ありませんか。
全	委	「なし」
議	長	質疑なしと認めます。 これより討論を行います。討論ありませんか。
全	委	「なし」
議	長	討論なしと認めます。 これより表決を行います。表決は簡易表決とします。 お諮りします。 本件は調査員報告のとおり許可することに異議ありませんか。
全	委	「異議なし」
議	長	異議なしと認めます。 よって、本件は、許可することに決定されました。
議	長	協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」を議題とします。議題の内容を事務局より説明願います。
事	務	協議第1号について、朗読を持って説明。
議	長	ただいまの事務局説明について、質問等がありましたらお願いいたします。
全	委	「なし」
議	長	質問等が無いようでありますので、事務局案のとおり決定してよろしいですか。
全	委	「異議なし」

議	長	異議なしと認めます。 よって、協議第1号「次回総会及び現地調査の日程について」は原案のとおり決定しました。
議	長	以上をもって、本総会に提出された案件の審議は全部終了しました。 これにて、令和6年第12回棚倉町農業委員会総会を閉会とします。 大変ご苦労様でした。

本会議録は、書記の記載したものであるが、その内容は正確であることを認め署名する。

令和6年12月18日

棚倉町農業委員会 会 長

議事録署名委員 5番委員

6番委員